

ガス供給業を営まれている方へ

固定資産税（償却資産）申告についてのQ & A

霧島市役所税務課固定資産税グループ

ガス供給業の皆様から本市へ寄せられた質問などを基に本案内を作成しました。内容をご確認いただき、固定資産税（償却資産）の申告書作成にご活用くださいますようお願いいたします。

Q 1 償却資産の申告対象となる資産はどのような資産ですか？

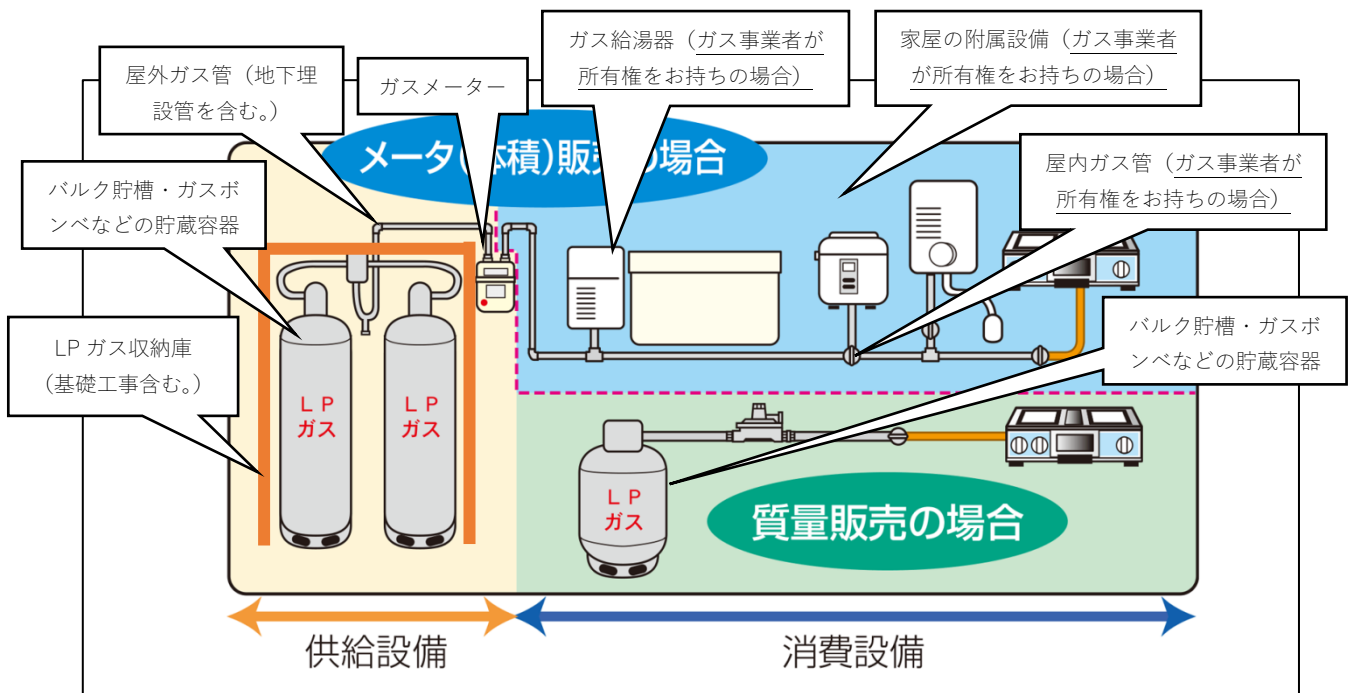
A 1 土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

霧島市内に事業用資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただく必要があります（地方税法第383条）ので、お手持ちの固定資産台帳（減価償却資産明細書）から霧島市内に所在する事業用資産を抽出していただき、申告書を作成の上、裏面の提出先までご提出をお願いいたします。

Q 2 償却資産の対象となる資産は主にどのような資産ですか？

A 2 霧島市内にお持ちの次のような資産が償却資産の対象となります。

LPガス事業の場合を例にしています。都市ガス事業者の方は適宜読み替えてご参照ください。



(画像引用：全国農業協同組合連合会)

▼おもな対象資産一覧表（「資産の種類」の区分は一例です。）

資産の種類	具体例	備考
構築物	LPガス収納庫（基礎工事含む。）	家屋として固定資産税が課税されるものを除きます。（Q4参照）
建物附属設備	屋外ガス管（地下埋設管を含む。）、ガスメーター、ガス給湯器*、家屋の附属設備（エアコン、浴室乾燥暖房等）*、屋内ガス管*	※印の資産について、14条書面や販売契約書上、ガス事業者にも所有権がある場合には、申告が必要です。（Q5参照）
工具及び備品	バルク貯槽・ガスポンペなどの貯蔵容器	可動性資産の場合は、主たる定置場が本市であるものが対象です。

（裏面もご覧ください。）

Q 3 少額の減価償却資産の取扱いはどのようになっていますか？

A 3 単体の取得価額が 10 万円未満の資産であっても、国税申告上、個別に減価償却することを選択した資産は申告が必要です。(供給先ごとに資産を一括経理している場合を含みます。)

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③の資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③法人税法第 64 条の 2 第 1 項または所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（ファイナンス・リース）用の資産で取得価額 20 万円未満のものただし、下記④・⑤の資産については、固定資産税の申告対象となります。
- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①一時損金算入	申告対象外			
②3年一括償却	申告対象外			
③ファイナンス・リース	申告対象外		申告対象	
④中小企業特例	申告対象			
⑤個別減価償却	申告対象			

Q 4 LP ガス収納庫の取扱いについて教えてください。

A 4 LP ガス収納庫の多くは、奥行要件などから固定資産税上の「家屋」には該当しないため、償却資産として申告していただく必要があります。

登記規則上の建物に該当するような規模の LP ガス収納庫で、「家屋」として固定資産税が課税されるものは、申告対象外となります。判断に迷う場合はお尋ねください。

Q 5 ガス給湯器や消費設備の取扱いについて教えてください。

A 5 14 条書面や販売契約書上、ガス事業者に所有権がある場合は、申告が必要です。

家屋の附属設備（エアコン、浴室乾燥暖房等）についても、ガス事業者が所有し、家屋の所有者に貸与している場合は申告が必要です。（※当該貸与契約が解除されて設備の所有権が移った場合は、減少申告をお願いします。）

Q 6 申告の手続きについて教えてください。

A 6 以下のとおり申告をお願いします。ご不明な点はお問い合わせください。

(1) 提出書類

償却資産の申告に関しては、以下の書類をご提出ください。

- ①償却資産申告書 ②償却資産種類別明細書

※上記①・②は霧島市ホームページからダウンロードできますが、郵送も承りますので下記までご連絡ください。

(2) 申告書等の提出方法

霧島市役所税務課固定資産税グループ（本庁国分庁舎 1 階）まで直接ご提出いただくか、郵送でお送りください。

※償却資産の申告には、簡単で便利な eLTAX（電子申告）もご利用できますので、ご活用ください。

(3) 申告期限

申告書の提出期限は毎年 1 月 31 日です。期間間近は大変混雑しますので、お早めの申告にご協力ください。

■提出先・お問い合わせ先

霧島市役所総務部税務課固定資産税グループ

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 4 5 番 1 号

TEL 0995-45-5111（内線 1381～1386） E-mail zeimu@city-kirishima.jp